

西横浜国際総合病院 面会規程

(目的)

第1条 本規程は、入院患者への面会について必要事項を定め、十分な安全確保・感染拡大防止対策・防犯対策に配慮しつつ、患者の権利を尊重し、入院患者の療養の質向上、治療療養意欲向上等を図ることを目的とする。

(面会時間)

第2条 面会時間は 14時から18時までとし、1回の面会時間は60分間とする。

ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医、看護師長が認める場合はその限りではない。

(面会の条件)

第3条 面会者が下記の条件を遵守する。

1. 面会者は不織布マスクを装着し、病室前の手指消毒剤で手指消毒を行って入室する。
2. 面会者に発熱、咳、鼻水、咽頭痛、痰、下痢、嘔吐、感染症が疑われる発疹が無い。
3. 中学生以上のご家族（同等の関係者）のみとし、3人までとする。
4. 病棟内の面会場所は、病室内、デイルームとする。

(面会中の遵守事項)

第4条 面会中は下記の事項を遵守する。

1. 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないように努める。
2. 病室、デイルームでの飲食は行わない。
3. 患者に見舞い品として飲食物を持ち込む場合は、病棟職員に許可を得る。
4. 患者にお見舞い品として、生植物は持ち込まない。
5. 酒気帯びの面会はしない、また病院敷地内での喫煙・飲酒・その他公序良俗に反する行為は行わない。
6. 入院患者や職員に対して迷惑となる行為（暴言・暴力・ハラスメント等）を行わない。
7. 病院内で許可なく写真・動画撮影および録音はしない。また、許可を得た場合でも、SNS等に掲載することはしない。

第3条及び第4条に違反した場合は、看護師長、あるいは看護師長代行者が、直ちにその面会を中止することができる。

(面会制限)

第5条 面会制限は記の通りとする。

1. 主治医が患者の病状を鑑みて、医学的見地から面会を行う事が不適切と判断した場合。
2. 入院患者が入院している病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
3. 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(周知方法)

第6条 本規程は以下の方法によって患者、家族等の面会者に周知を行う。

1. 入院時の説明
2. 院内掲示
3. 病院ホームページ

附則 この規程は2026年4月27日から施行する。